

「救急の日」および「救急医療週間」は、9月9日は、皆さんに救急医療と救急業務について正しい理解と認識を深めてもらうため、「救急の日」と定められています。また、この日を含む一週間(本年は、9月6日(日)から12日(土)まで)は、「救急医療週間」です。

「救急車の手助け」は、スマートフォン用全国版救急受診アプリ(愛称「Q助」)や「救急車を上手に使おう」を「救急受診ガイド」を「活用ください。詳しくは、総務省消防庁のホームページ(https://www.fdma.」

9月9日は、皆さんに救急医療と救急業務について正しい理解と認識を深めてもらうため、「救急の日」と定められています。また、この日を含む一週間(本年は、9月6日(日)から12日(土)まで)は、「救急医療週間」です。

消防署では、本年度、地震等災害対応資機材整備事業において災害用ドローンを購入しました。

あなたの住む街のために、あなたの“チカラ”をかせてくれませんか



箱根町消防団

地域を守るボランティア

消防団員募集中!

町消防団では、消防団員を募集しています。

消防団は、普段仕事を持ちながら、自分たちが住む地域の安全と安心を守る使命をもって活動しています。

また、近年は女性団員のきめ細かい対応や活動への期待が高まっています。

あなたも、地域防災を推進する消防団に入団しませんか。

興味のある方、応募を心からお待ちしております。

対象 町内在住・在勤の18歳以上の方

照会先 消防本部消防総務課 ☎82-4512

「救急の日」および「救急医療週間」は、9月9日は、皆さんに救急医療と救急業務について正しい理解と認識を深めてもらうため、「救急の日」と定められています。また、この日を含む一週間(本年は、9月6日(日)から12日(土)まで)は、「救急医療週間」です。

消防署では、本年度、地震等災害対応資機材整備事業において災害用ドローンを購入しました。




た所にいる情報収集班などに行き、重要な役割を果たします。

これからドローンの操縦士養成を行い、様々な災害に活用します。

解体予定の耐火建築物を活用した警防活動実践訓練を実施しました

藤田観光(株)箱根小涌園の協力により、解体予定の「旧箱根ホテル小涌園」を活用し、5月18日から延べ6日間、65名の隊員が警防活動実践訓練を実施しました。この訓練では、大規模災害等で倒壊した耐火建築物からの救出技術等の向上を目的に、コンクリートの床や窓ガラス等の破壊、防火戸や防火シャッターを切断しながら、進入路および救出活動スペースを確保し、安全に要救助者を救出するまでの一連の活動を行い、実践に



あなたの家は安全ですか? ~耐震に関する補助制度の紹介~

私たちが住む日本では、これまでに数多くの大地震が発生し、その度に多くの犠牲、被害をもたらしました。建物の耐震基準は昭和56年の改正により大幅に条件が強化され、それ以前に建てられた建物は現在の基準から見て、地震で倒壊する危険性が高いとされています。町では、地震に強いまちづくりを進めるため、建物の耐震に関する補助制度を創設していますので、ぜひご活用ください。

〈木造住宅耐震化補助事業について〉

対象建築物	住民自らが所有し、かつ居住する木造住宅で、次の要件のいずれにも該当するもの ・昭和56年6月1日より前に建築された、2階建て以下の専用住宅または店舗併用住宅 ・枠組壁工法(ツーバイフォー工法)またはプレハブ工法でないもの	
補助額	耐震診断	診断に要する費用(消費税および地方消費税を除く)の、10分の10(上限8万円)
	耐震改修	改修に要する費用(消費税および地方消費税を除く)の、2分の1(上限50万円)
	一部屋耐震	耐震シェルター等の設置に要する費用(消費税および地方消費税を除く)の、2分の1(上限15万円)

〈緊急輸送道路沿道建築物補助事業について〉

対象建築物	緊急輸送道路(対象路線:国道1号、国道138号、県道75号)の沿道に建築されており、かつ、昭和56年6月1日より前に建築されたもので、建築物の高さが次の要件のいずれかに該当するもの	
補助額	耐震診断	診断に要する費用(消費税および地方消費税を除く)の、3分の2(上限240万円)
	耐震設計	設計に要する費用(消費税および地方消費税を除く)の、3分の2(上限240万円)
	耐震改修	改修に要する費用(消費税および地方消費税を除く)の、2分の1(上限1,000万円)

〈ブロック塀等撤去改修補助事業について〉

補助対象工事	道路に面した高さが1メートル以上かつ長さが1メートル以上のブロック塀等の撤去とともに安全な工作物等(軽量フェンス、生け垣、四ツ目垣)を設置する工事			
補助区分	補助金の額	補助率	上限	
撤去	ブロック塀等(通学路沿い)	撤去に要する費用(消費税および地方消費税を除く。)と撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり1万円を乗じて得た額を比較した、いずれか少ない額	10分の9	20万円
	ブロック塀等(通学路沿いを除く)	撤去に要する費用(消費税および地方消費税を除く。)と撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり2万円を乗じて得た額を比較した、いずれか少ない額	2分の1	10万円
改修	安全な工作物等(通学路沿い)	改修に要する費用(消費税および地方消費税を除く。)と設置するブロック塀等の延長に1メートル当たり2万円を乗じて得た額を比較した、いずれか少ない額	10分の9	40万円
	安全な工作物等(通学路沿いを除く)	改修に要する費用(消費税および地方消費税を除く。)と設置するブロック塀等の延長に1メートル当たり2万円を乗じて得た額を比較した、いずれか少ない額	2分の1	20万円

※記載した内容のほか、一定の基準があります。補助制度についての詳細は、町都市整備課へお問い合わせください。
照会先 都市整備課 ☎85-9566